

高都都第1292号
平成29年12月22日

高槻市都市計画審議会 会長 様

高槻市長 濱 田 剛 史



北部大阪都市計画区域区分の変更（大阪府決定）に関する意見について（付議）

みだしのことについて、次のとおり審議会に付議します。

計推第 1832 号

平成29年11月13日

高槻市長様

大阪府知事



北部大阪都市計画区域区分の変更について（照会）

標記について、次のとおり変更するので、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、貴市の意見を求めます。

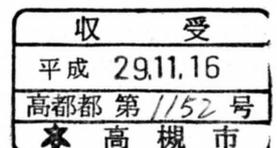
【担当】 大阪府都市整備部都市計画室計画推進課

土地利用計画グループ 横山、永田

【TEL】 06-6941-0351（代表）（内線3969）

【TEL】 06-6944-6776（直通）

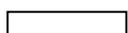
【E-mail】 NagataMas@mbox.pref.osaka.lg.jp



北部大阪都市計画区域区分の変更

位置図



凡 例			
	都市計画区域		市町村界
	市街化区域		区域区分の変更

北部大阪都市計画区域区分の変更（大阪府決定）

北部大阪都市計画区域区分を次のように変更する。

1. 市街化区域と市街化調整区域との区分

「位置及び区域は位置図及び計画図表示のとおり」

2. 人口フレーム

区 分	年 次	平成22年 (基準年次)	平成32年 (目標年次)
都市計画区域内人口		1,757.7千人	1,740.2千人
市街化区域内人口		1,706.8千人	1,694.7千人
配分する人口		—	1,693.4千人
保留する人口		—	1.3千人
特定保留		—	—
一般保留		—	1.3千人

理 由

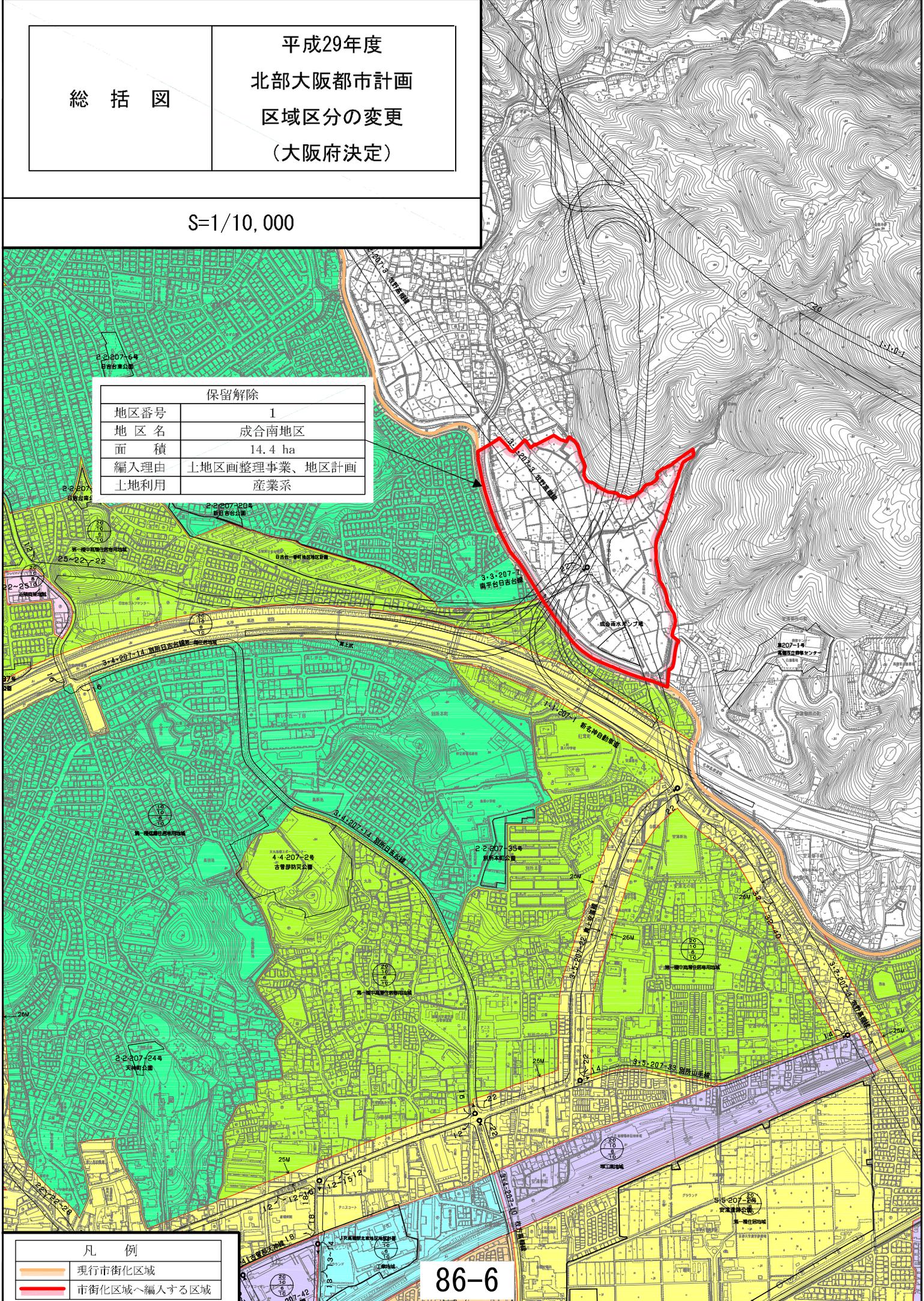
北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針において保留区域に設定されている成合南地区について、土地区画整理事業及び地区計画による計画的な市街地整備が確実となったことから、当該地区について、保留人口フレームを解除し、市街化区域に編入する。

総括図

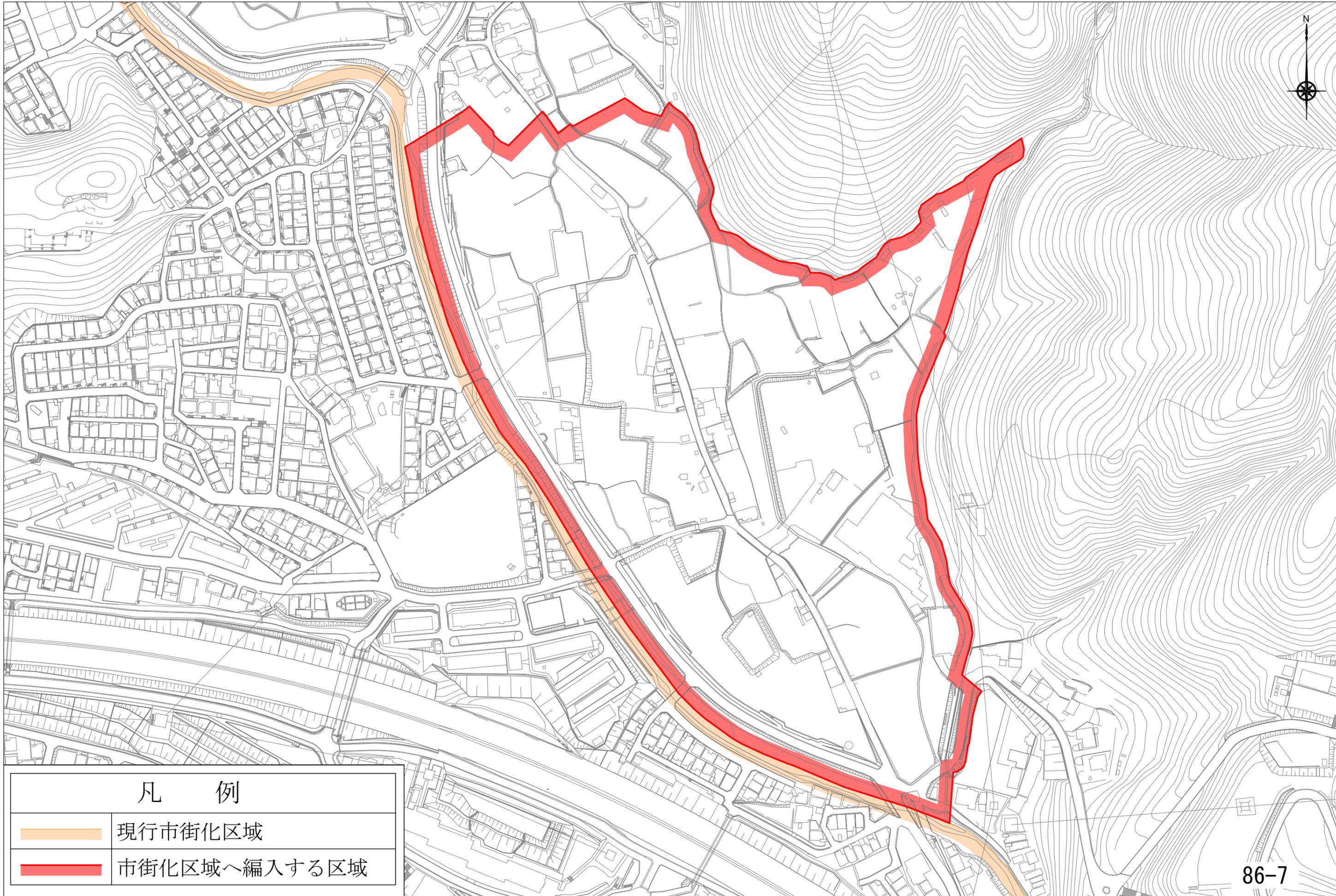
平成29年度
北部大阪都市計画
区域区分の変更
(大阪府決定)

S=1/10,000

保留解除	
地区番号	1
地区名	成合南地区
面積	14.4 ha
編入理由	土地区画整理事業、地区計画
土地利用	産業系



凡例	
	現行市街化区域
	市街化区域へ編入する区域



凡 例

	現行市街化区域
	市街化区域へ編入する区域